

第百三十二回国会 衆議院 労働委員会 議 録 第 九 号

平成七年四月十四日(金曜日)

午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 笹山 登生君

理事 赤城 徳彦君 理事 長勢 甚遠君

理事 河上 覃雄君 理事 北橋 健治君

理事 柳田 稔君 理事 岩田 順介君

理事 佐藤謙一郎君 理事 粕谷 茂君

加藤 卓二君 二田 孝治君 持永 和見君

東 祥三君 初村謙一郎君 樹屋 敬悟君

鳩山 邦夫君 松岡満壽男君 田邊 誠君

永井 孝信君 寺前 巖君 鉢呂 吉雄君

出席國務大臣

労働大臣 浜本 万三君

出席府委員

労働大臣官房長 伊藤 庄平君

労働省婦人局長 松原 巨子君

委員外の出席者

議 員 松岡満壽男君

議 員 大野由利子君

議 員 河上 覃雄君

議 員 北橋 健治君

議 員 樹屋 敬悟君

労働委員会調査 室長 松原 重順君

委員の異動

三月三十日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 池田 清一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 池田 清一君

同日 辞任 池田 清一君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 池田 清一君

同日 辞任 池田 清一君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 池田 清一君

同日 辞任 池田 清一君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 池田 清一君

同日 辞任 池田 清一君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 池田 清一君

同日 辞任 池田 清一君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 池田 清一君

同日 辞任 池田 清一君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 池田 清一君

四月十一日

辞任 寺前 巖君 補欠選任 矢島 恒夫君

同日 辞任 矢島 恒夫君 補欠選任 寺前 巖君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

同日 辞任 鉢呂 吉雄君 補欠選任 池田 隆一君

同日 辞任 池田 隆一君 補欠選任 鉢呂 吉雄君

る請願(田中秀征君紹介)(第五六八号)

ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に關する請願(井上一成君紹介)(第五六七号)

同(岩田順介君紹介)(第五六八号)

同(鉢呂吉雄君紹介)(第五六九号)

同(山崎泉君紹介)(第五七〇号)

同(今村修君紹介)(第五七一〇号)

同(緒方克陽君紹介)(第六三三三号)

同(濱田健一君紹介)(第六三八八号)

同(池田隆一君紹介)(第六四九号)

同(今村修君紹介)(第六四九号)

同(今村修君紹介)(第六五七号)

同(中西續介君紹介)(第六五八号)

同(今村修君紹介)(第六六五号)

同(古堅実吉君紹介)(第六四七号)

は本委員会に付託された。

失業者・高齢者の雇用・就労対策の充実に關する請願(佐々木陸海君紹介)(第六四五号)

同(寺前巖君紹介)(第六四六号)

同(中島武敏君紹介)(第四二八号)

同(東中光雄君紹介)(第四二九号)

同(不破哲三君紹介)(第四三〇号)

同(藤田スミ君紹介)(第四三一号)

同(中島武敏君紹介)(第四二八号)

同(東中光雄君紹介)(第四二九号)

同(不破哲三君紹介)(第四三〇号)

同(藤田スミ君紹介)(第四三一号)

同(中島武敏君紹介)(第四二八号)

同(東中光雄君紹介)(第四二九号)

同(不破哲三君紹介)(第四三〇号)

同(藤田スミ君紹介)(第四三一号)

同(中島武敏君紹介)(第四二八号)

同(東中光雄君紹介)(第四二九号)

同(不破哲三君紹介)(第四三〇号)

同(藤田スミ君紹介)(第四三一号)

同(中島武敏君紹介)(第四二八号)

同(東中光雄君紹介)(第四二九号)

同(不破哲三君紹介)(第四三〇号)

同(藤田スミ君紹介)(第四三一号)

同(中島武敏君紹介)(第四二八号)

同(東中光雄君紹介)(第四二九号)

同(不破哲三君紹介)(第四三〇号)

(本号末尾に掲載)

○浜本國務大臣 ただいま議題となりました育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案につ

きまして、その提案理由及び内容の概要を御説明

申し上げます。

少子・高齢化の急速な進展、核家族化等に伴

い、家族の介護の問題は、育児の問題とともに我

が国社会が対応を迫られている国民的重要課題と

なっております。

こうした状況において、労働者が生涯を通じて

充実した職業生活を営むためには、仕事と育児や

家族の介護とを両立させつつ、その能力や経験を

生かすことのできる環境を整備することが極めて

重要であります。

中でも、介護休業制度は、労働者が介護のため

に雇用を中断することなく家族の一員としての役

割を円滑に果たすことのできる制度であり、労働

者はもとより企業にとっても有意義な制度として

普及・定着が図られるべきものと考えております。

また、休業制度のみならず、育児や家族の介

護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立の

ための支援事業の充実も求められているところで

あります。

こうした背景のもとに、政府としては、一昨年

四月より婦人少年問題審議会において介護休業制

度等の普及対策について御検討いただいてまいり

ましたが、昨年の十二月同審議会から建議をいた

だきましたので、この建議に沿って法律案を作成

し、同審議会その他関係審議会にお諮りした上、

ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概

要を御説明申し上げます。

第一に、介護休業制度の創設であります。

労働者は、一定の範囲の家族を介護するため、

第一類 第十二号

労働委員会議録第九号

平成七年四月十四日

第一類 第十二号

労働委員会議録第九号

平成七年四月十四日

第一類 第十二号

〔本号末尾に掲載〕

期間を明らかにして事業主に申し出ることにより、連続する三月の期間内において、対象となる家族一人につき一回の介護休業をすることができるとしてあります。

第二に、勤務時間の短縮等の措置であります。

事業主は、介護休業期間と合わせて連続する三月の期間以上の期間において、勤務時間の短縮の措置その他の労働者が就業しつつ一定の範囲の家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならないこととしてあります。

第三に、育児または家族の介護を行う労働者等に対する支援措置であります。

国は、育児または家族の介護を行う労働者等の雇用の継続、再就職の促進を図るため、事業主等に対する相談・助言及び給付金の支給、労働者に対する相談・講習、育児または介護により退職した者に対する再就職支援その他の支援措置を講ずることとしてあります。

第四に、育児休業または介護休業を取得する労働者の代替要員に関する委託募集の特例についてであります。

一定の基準に合致すると認定された事業協同組合等が、その構成員たる中小企業者の委託を受けて育児休業または介護休業を取得する労働者の代替要員の募集を行う場合は、許可制を届け出制にして手続を簡素化することとしてあります。

なお、この法律は、本年十月一日から施行することとしてありますが、介護休業、勤務時間の短縮等の制度に関する部分については、全事業所において介護休業等の制度を円滑に導入するための準備期間をとるため、平成十一年四月一日から施行することとしてあります。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○笹山委員長 次に、河上寛雄君。

介護休業等に関する法律案

○河上議員 ただいま議題となりました介護休業等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国は、世界に例を見ないほど急速に人口の高齢化が進行しておりまして、二十一世紀初頭には世界一の超高齢社会が到来するのであります。それは先進諸外国が経験したことのない急激な変化であります。その結果として、高齢者には疾病のために介護を要する高齢者が急増しており、これに対応する施設・制度の充実が国民の切実な要請であり、それにこたえることは政治の急務であります。

また、今日、急激な核家族化と女性の就業率の増加が進行しており、その結果、高齢者等の介護を担う労働者の精神的・肉体的・経済的負担は過重なものとなっており、介護を支える家庭的・社会的環境は急速に悪化しております。したがって、労働者が安心して家族の高齢者等の介護を行える制度を確立することは政治の重要な課題であります。

こうした状況を前にして、政府は平成元年に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を策定し、さらに平成六年には、その全面的見直しである新ゴールドプランを策定する等、高齢者福祉の実現のために諸制度の整備を進めておられることは承知しております。しかしながら、現在の政府の取り組み状況を見ると、その実現への道のりは遅々としたものと言わざるを得ません。

申し上げるまでもなく、高齢者等の介護体制の整備は総合的に取り組むべき課題であります。要介護者の介護については、福祉施設の整備によって施設介護の体制を整備するとともに、他方では、社会保険制度の拡充や介護サービスの充実により在宅介護を支援する体制の確立を図らなければなりません。このために、介護を要する家族を抱える労働者が雇用を継続しつつ介護ができるよう介護休業制度の法制化がぜひとも必要であります。

す。現在なお公的介護体制が十分とは言えない状況のもとで、介護を要する家族を抱える労働者にとって介護休業の権利の速やかな確立は緊急の要請であります。また、介護休業は、自助・共助・公助の重層的な介護システムを構築するための介護の方法について国民の選択肢を多様化するという観点からも、制度化する意義があると考えます。

我々新進党は、以上の認識に基づき、介護休業制度の可及的速やかな確立を図るため、ここに本法律案を提出いたしました。

以下、本法律案の内容の概要を御説明いたします。

第一に、この法律は、日常生活を営むのに支障がある家族に対する介護を行うために、権利としての介護休業制度を設けると同時に、勤務時間等に関し事業主が講ずるべき措置を定めるほか、家族の介護を行う労働者及び事業主、事業主の団体等に対する支援措置を定めることにより、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続等を図り、これらの者の職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、高齢化社会に向かっての経済的・社会的条件の整備を目指すものであります。

第二に、この法律においては、介護休業の対象となる家族の範囲を配偶者、子、父母もしくは配偶者の父母またはその他の同居の親族としており、配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親子関係には事実上養子縁組と同様の事情にある者を含むものとしてあります。

第三に、介護休業期間は、一年間を限度とする。こととし、介護休業の回数、介護休業の対象となる家族のおおのが介護を必要とする一つの継続する状態ごとに一回としてあります。なお、労働者は、原則として休業開始予定日の二週間前までに事業主に申し出ることににより介護休業をすることができるとしてあり、この申し出があつたときは事業主はそれを拒むことができないものとしてあります。

第四に、就労しつつ家族の介護を行うことを希望する労働者に対して、事業主は一年間以上の期間にわたり勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないこととしてあり、この措置は介護休業と組み合わせることもできることとしてあります。また、事業主は、介護休業や勤務時間の短縮等によらずに家族の介護を行う労働者に対しても、それらに準じた必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしてあります。

第五に、事業主は、介護休業あるいは勤務時間の短縮等の措置を申し出る労働者は取得した労働者に対して、そのことを理由として、解雇その他の不利益取り扱いをしてはならないこととしてあります。

第六に、国は、介護休業制度及び勤務時間の短縮等の措置の導入による事業主の急激な負担の増加を緩和するとともに、これらの制度・措置の円滑な定着を図るため、事業主に対する給付金の支給を含む各種の援助を行うことができることとしてあります。その際、現時点における介護休業制度の導入比率が低く、また導入に当たつての困難が大いと考えられる中小企業者に対しては特別の配慮をするものとしてあります。また、国は、介護休業を取得する等家族の介護を行う労働者に対しても、相談・講習等の措置を講じること、地方自治体もこれに準じた措置を講じよう努めなければならないこととしてあります。

第七に、中小企業者が介護休業等取得した労働者の代替要員を確保するのを支援するため、一定の要件を備える中小企業団体は例外的に、届け出をするだけで介護休業等の取得者の業務を処理するために必要な労働者の委託募集を行えることとしてあります。

第八に、国は、介護休業中の労働者の所得を保障するため、別に法律で定めるところに従い、労働者に介護休業給付を支給するものとしてあります。なお、この介護休業給付は雇用保険制度から支給することを想定してあります。

第九に、介護休業を取得する労働者の負担を軽減するため、介護休業中の労働者の負担すべき社会保険料については、別に法律で定めるところに

より、免除することとしております。

第十に、この法律のうち、介護休業等に関する規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては適用しないこととしております。なお、国家公務員及び地方公務員に関しては、別途法律を定めて、一年間の介護休業制度を導入することを予定しております。

最後に、介護休業制度の早急な必要性を考慮して、介護休業等に関する規定の施行期日は、平成八年四月一日としております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○笹山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十七日木曜日午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十六分散会

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

（育児休業等に関する法律の一部改正）
第一条 育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 育児休業（第五条―第十条）

第三章 事業主が講ずべき措置（第十一条―第十六条）

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助（第十七条―第二十一条）

第二章 指定法人（第二十一条―第三十八条）

第五章 雑則（第三十九条―第五十一条）

附則

第一章 総則
第一条中「ことにより、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、もって労働者」を「ほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等」に對する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者に改める。

第十七条の見出しを「（公務員に関する特例）」に改め、同条中「この法律を第二章、第三章、第十七条、第三十九条、第四十条、第四十二条、前条、次条、第四十八条及び第五十条の規定に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四十六条とする。

2 国家公務員及び地方公務員に関しては、第十九条中「育児等退職者」とあるのは「育児等退職者（第十五条に規定する育児等退職者をいう。以下同じ）」と、第二十条第二項中「対象労働者等」とあるのは「対象労働者等（第十七条に規定する対象労働者等をいう。以下同じ）」とする。

第十六条中「船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員を、船員等」と、「第二十一条、第三十一条第二号及び第三号並びに第三項、第四項、第五項第二項及び第三項、第六項第二項第一号及び第三項、第八項第一項第三号及び第二項、第十二条第三項、第十四条、第二十条第二号、第五項、第六項第一項第二号及び第三号並びに第三項、第七項、第八項第二項及び第三項、第九項第二項第一号及び第三項、第十一条第三号及び第二項、第十三条、第四十二条第二項に、」第六項第二項第三号を「第九項第二項第三号及び第二項、第十三条、第四十二条第二項に、」と改め、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第四十五条とする。

第三号を「第九項第二項第三号」に、「第十二条及び第十四条を、第十六条及び第四十一条から第四十三条までの規定に、」第十二条第三項中「を、」第四十二条第二項中「を、」第十四条中「を、」第四十三条中「を、」第十三条並びに第二十五条第二項第二号及び第二項の労働者等」とあるのは「並びに第十三条の運輸省令」とに改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第四十五条とする。

第二十一条から第四十条まで及び第四十七条から第五十一条までの規定は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六條第一項に規定する船員になろうとする者及び船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（次項において「船員等」という。）に関しては、適用しない。

第十五条を第四十四条とする。

第十四条中「第二項第一項、第三項第一項第二号及び第三号並びに第三項、第四項第二項及び第三項、第五項第二項及び第三項、第六項第二項第一号並びに第十項を、」第二項第二号、第五項第一項、第六項第一項第二号及び第三号並びに第三項、第七項第二項及び第三項、第八項第二項及び第三項、第九項第二項第一号、第十三条並びに第二十五条第一項第二号及び第二項に、「第十二条第一項」を「第十六条」に改め、同条を第四十三条とする。

第十三条を削る。

第十二条第一項中「第八項を、」第十一項に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十六条とし、同条の次に次の一章並びに章名及び四項を加える。

第四章 対象労働者等に対する支援措置
第一節 国等による援助

（事業主等に対する援助）

第十七条 国は、対象労働者、子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者及び育児等退職者（以下「対象労働者等」という。）の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

（相談、講習等）
第十八条 国は、対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者に対して、これらの者の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

（再就職の援助）

第十九条 国は、育児等退職者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮することともに、育児等退職者の円滑な再就職を図るため必要な援助を行うものとする。

（勤労者家庭支援施設）

第二十条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設は、対象労働者等に対して、職業生活と家庭生活との両立に関し、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等対象労働者等の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭

支援施設の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うことができる。

(勤労者家庭支援施設指導員)

第二十一条 勤労者家庭支援施設には、対象労働者等に対する相談及び指導の業務を担当する職員(次項において「勤労者家庭支援施設指導員」という。)を置くように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから選任するものとする。

第二節 指定法人

(指定等)

第二十二條 労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第二十四条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、対象労働者等の福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第二十三條 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(業務)

第二十四條 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 対象労働者及び育児等退職者の職業生活及び家庭生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに対象労働者等、事業主その他の関係者に対して提供すること。

二 対象労働者及び育児等退職者の職業生活及び家庭生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに対象労働者等、事業主その他の関係者に対して提供すること。

三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、対象労働者等の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(指定法人による福祉関係業務の実施)

第二十五條 労働大臣は、指定法人を指定したときは、指定法人に第十七条から第二十条までに規定する国の行う業務のうち次の各号に掲げる業務(以下「福祉関係業務」という。)の全部又は一部を行わせるものとする。

一 対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者の雇用管理及び再雇用特別措置に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し、相談その他の援助を行うこと。

二 第二十七條の給付金であつて労働省令で定めるものを支給すること。

三 対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者に対し、これらの者の職業生活と家庭生活との両立に關して必要な相談、講習その他の援助を行うこと。

四 育児等退職者に対し、再就職のための援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

2 前項第二号の給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 指定法人は、福祉関係業務の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。指定法人が当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により指定法人に行わせる福祉関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第二十六條 指定法人は、福祉関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が福祉関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(福祉関係給付金の支給に係る労働大臣の認可)

第二十五條第一項第二号に係る業務(次条及び第三十四條において「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら同号の給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

(報告)

第二十八條 指定法人は、給付金業務を行う場合において当該業務に關し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(事業計画等)

第二十九條 指定法人は、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第三十條 指定法人は、福祉関係業務を行う場合には、福祉関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十一條 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、福祉関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第三十二條 この節に定めるもののほか、指定法人が福祉関係業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員を選任及び解任)

第三十三條 指定法人の役員を選任及び解任

は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定法人の役員が、この節の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十四条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十四条 給付金業務に従事する指定法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第三十五条 労働大臣は、第二十四条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十六条 労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、第二十四条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十七条 労働大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十二條第一項の規定による指定(以下「指定」という。)

を取り消し、又は期間を定めて第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第二十三條第一項の条件に違反したとき。

五 第二十六條第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで福祉関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による福祉関係業務の実施)

第三十八条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは福祉関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定法人が福祉関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該福祉関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとする場合における当該福祉関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 雑則

(育児休業等取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例)

第三十九条 認定中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして育児休業(これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。)又は介護休業事業主が、その雇用する労働者の申出により、当該労働者がその家族の介護のため一定期間休業することを認める措置をいう。以下この項において同じ。)をする労働者の当該育児休業又は介護休業をする期間について当該労働者の業務を処理するために必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十号)第三十七條第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

二 認定中小企業団体 中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律第二条第二項に規定する事業協同組合等であつて、その構成員たる中小企業者に対し、第十二條の事業主が講ずべき措置その他に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき労働大臣がその定める基準により適当であると認定したものをいう。

3 労働大臣は、認定中小企業団体が前項第二号の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同号の認定を取り消すことができる。

4 第一項の認定中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で労働

省令で定めるものを労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十八條第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第四十條及び第四十一條の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九條第一項及び第五十條第一項の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十九條第二項の規定は前項の実施状況の調査について、同法第三項の規定はこの項において準用する場合について準用する。この場合において、同法第三十八條第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児休業法」という。)第三十九條第四項の届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一條中「第三十八條又は第三十七條第一項とあるのは「育児休業法第三十九條第四項」と、同法第二項とあるのは「第三十七條第二項」と読み替へるものとする。

6 前二項に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

7 労働大臣は、認定中小企業団体に対し、第二項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第四十條 公共職業安定所は、前条第四項の規定により労働者の募集に従事する認定中小企業団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(調査等)

第四十一條 労働大臣は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するた

第八条の見出し中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第一項中「休業申出」を「育児休

十五條」を「第二十一條」に、「第二十條第二項」を「第二十六條第二項」に、「第十七條」を「第二

一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する

号から第五号までに改め、「第六条第一項第二号及び第三号」の下に「第十二条第二項において

て準用する場合を含む。を、第七條第二項及び第三項の下に「第十三條において準用する場合を含む。」を、「第八條第二項及び第三項の下に「第十四條第三項において準用する場合を含む。」を加え、「第十三條並びに第二十五條第一項第二号及び第二項を第十一條第一項、第十二條第三項、第十五條第一項第二号及び第三項第一号、第十九條並びに第三十一條第一項第二号及び第二項に、「第十六條を「第二十二條に改め、同條を第四十九條とする。

第四十二條を第四十八條とし、第四十一條を第四十七條とし、第四十條を第四十六條とする。

第三十九條第一項中「これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。」又は介護休業（事業主が、その雇用する労働者の申出により、当該労働者がその家族の介護のため一定期間休業することを認める措置をいう。）を「又は介護休業（これらに準ずる休業を含む）に改め、同條第二項中「第十二條を「第十八條に改め、同條第五項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児休業法」という。）第三十九條第四項を「育児休業法第三十九條第四項を「育児・介護休業法第四十五條第四項に改め、同條を第四十五條とする。

「第五章 雑則」を「第六章 雑則」に改める。

第四章第二節中第三十八條を第四十四條とする。

第三十七條第一項中「第二十二條第一項を「第二十八條第一項に、「第二十四條を「第三十條に、「第二十三條第一項を「第二十九條第一項に、「第二十六條第一項を「第三十二條第一項に改め、同條第二項中「第二十四條を「第三十條に改め、同條を第四十三條とする。

第三十八條中「第二十四條を「第三十條に改め、同條を第四十二條とする。

第三十五條第一項中「第二十四條を「第三十條に改め、同條を第四十一條とする。

第三十四條を第四十條とする。

第三十三條第二項中「第二十六條第一項を「第三十二條第一項に、「第二十四條を「第三十條に改め、同條を第三十九條とする。

第三十二條を第三十八條とし、第二十八條から第三十一條までを六条ずつ繰り下げる。

第二十七條中「第二十五條第一項第二号を「第三十一條第一項第二号に、「第三十四條を「第四十條に改め、同條を第三十三條とする。

第二十六條を第三十二條とする。

第二十五條第一項中「第十七條から第二十條までを「第二十三條から第二十六條までに、「第十七條を「第二十三條に改め、同條第三十一條とする。

第二十四條を第三十條とし、第二十三條を第二十九條とする。

第二十二條第一項中「第二十四條を「第三十條に改め、同條を第二十八條とする。

第四章第一節中「第二十一條を「第二十七條とし、第十七條から第二十條までを六条ずつ繰り下げる。

「第四章 対象労働者等に対する支援措置」を「第五章 対象労働者等に対する支援措置」に改める。

第十六條中「第十一條を「第十七條に改め、第三章中同條を第二十二條とする。

第十五條中「第十七條及び第二十五條第一項第一号を「第二十三條及び第三十一條第一項第一号に改め、同條を第二十一條とする。

第十四條の見出し中「労働者」を「労働者等」に改め、同條中「前條を「前條第一項に改め、同條に次の一項を加え、同條を第二十條とする。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業の制度又は前條第二項に定める措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十三條に次の一項を加え、同條を第十九條とする。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関して、労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく連続する三月の期間当該労働者が、当該対象家族について介護休業をしたことがある場合にあっては、当該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から、同日の翌日から起算して三月を経過する日までの期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間）以上の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならない。

第十二條中「休業申出及び育児休業を「育児休業申出及び介護休業申出並びに育児休業及び介護休業に、「育児休業を「育児休業又は介護休業を「に改め、同條を第十八條とする。

第十一條の見出し中「育児休業」を「育児休業等」に改め、同條第一項中「育児休業の下に「及び介護休業を加え、同條第二項中「休業申出を「育児休業申出又は介護休業申出に改め、同條を第十七條とする。

「第三章 事業主が講ずべき措置」を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 介護休業

（介護休業の申出）

第十一條 労働者は、その事業主に申し出ることに従い、介護休業をすることが出来る。ただし、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業を開始した日に介護していた対象家族については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出（以下「介護休業申出」という。）は、労働省令で定めるところにより、介護休業申出に係る対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は当該対象家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにし、しなければならない。

（介護休業申出があった場合における事業主の義務等）

第十二條 事業主は、労働者からの介護休業申出があったときは、当該介護休業申出を拒むことができない。

2 第六條第一項ただし書（第二号を除く。）及び第二項の規定は、労働者からの介護休業申出があった場合について準用する。この場合において、同條第二項中「前項ただし書」とあるのは「第十二條第二項において準用する第六條第一項ただし書」と、「前條第一項本文」とあるのは「第十二條第一項本文」と読み替えるものとする。

3 事業主は、労働者からの介護休業申出があった場合において、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があった日の翌日から起算して二週間を経過する日（以下この項において「二週間経過日」という。）前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該介護休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日までとの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。

（介護休業終了予定日の変更の申出）

第十三條 第七條第三項の規定は、介護休業終了予定日の変更の申出について準用する。

（介護休業申出の撤回等）

第十四條 介護休業申出をした労働者は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とさ

（介護休業申出の撤回等）

第十四條 介護休業申出をした労働者は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とさ

の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

3 平成七年十月一日から平成十一年三月三十一日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十六条」とあるのは、「第一条の規定による改正後の育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十条」とする。

(船員法の一部改正)

第八条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第一条第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」に改める。

第九条 船員法の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第一条第一号に規定する育児休業等」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業(同法第五十二条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する介護をするための休業を含む。))」に改める。

第十条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十一年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第一号を次のように改める。
一 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七

十六号)第二条第一号に規定する育児休業(同法附則第二条に規定する事業所の労働者に係る育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)第一条の規定による改正前の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する育児休業に相当する休業を含む。)

第十一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「の業務に従事しなかつた期間」の下に「及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号に規定する介護休業により当該業務に従事しなかつた期間を加え、同条第四項第一号中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十二条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日

(健康保険法等の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六号

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十号ノ二

三 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第四条第一項第二十四号の二の四及び第五十七号第一項

第十四条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 健康保険法第七十六号

二 船員保険法第六十号ノ二

三 運輸省設置法第四条第一項第二十四号の二の四及び第五十七号第一項

(私立学校教職員共済組合法等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第一条第一号」に、「育児休業等に関する法律第二条第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」に改める。

一 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第十四条第二項第二号及び第二十八号第二項

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第七條第四項及び第五項

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第七十條の二及び第百四十四條の二

四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項及び第二項

第十六条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 私立学校教職員共済組合法第十四条第二項第二号及び第二十八号第二項

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七條第四項及び第五項

三 地方公務員等共済組合法第七十條の二及び

第百十四條の二
四 地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項及び第二項

(厚生年金保険法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第一条第一号」に改める。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二條の二

二 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第十四条第二項第二号

三 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第六十八條の二

第十八条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 厚生年金保険法第八十二條の二

二 農林漁業団体職員共済組合法第十四条第二項第二号

三 国家公務員等共済組合法第六十八條の二(労働省設置法の一部改正)

第十九条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十四号中「育児休業等に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十四の二 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十二條の指定法人の監督に関すること。

第五条第四十一号中「、事業主が講ずるよう努めるべき措置」についての指針並びに働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を「及び事業主が講ずるよう努めるべき措置」についての指針に改め、同条第四十一号の

二の次に次の二号を加える。

四十一の三 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づいて、事業主が講ずべき措置についての指針並びに勤務者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

四十一の四 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づいて、指定法人を指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

第十條第一項中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律を」、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律及び育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に改める。

第二十條 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を」育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に改め、同条第三十四号の二中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十二條を」育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十八條に改める。

第五條第四十一号の三及び第四十一号の四並びに第十條第一項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を」育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に改める。

理由

少子・高齢化の急速な進展、核家族化等に伴い、家族介護の問題が、育児の問題とともに労働者とその職業生活と家庭生活との両立を図る上で重大な問題となっていることにかんがみ、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及

び再就職の促進を図るため、介護休業に関する制度等を設けるとともに、必要な支援措置を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

介護休業等に関する法律案 介護休業等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 介護休業（第五条—第十条）

第三章 事業主が講ずべき措置（第十一条—第十六條）

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助（第十七條—第二十一条）

附則

第二節 指定法人（第二十二條—第三十八條）

第五章 雑則（第三十九條—第五十四條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、介護休業に関する制度を設けるとともに、家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「家族」とは、配偶者、子、父母若しくは配偶者の父母又はその他の同居の親族をいう。

2 前項の配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、同項の子及び父母には、縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含むものとする。

3 この法律において「介護休業」とは、労働者が、この法律で定めるところにより、その要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態をいう。以下同じ。）にある家族の介護を行うためにする休業をいう。

（基本的理念）

第三条 この法律の規定による家族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、これらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じてその能力を有効に發揮して充実した職業生活を営むとともに、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることをその本旨とする。

2 家族の介護を行うための休業をする労働者は、その休業後における就業を円滑に行うことができるよう必要な努力をするようにしなければならない。

（関係者の責務）

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前条に規定する基本的理念に従って、家族の介護を行う労働者（第四章において「対象労働者」という。）等の福祉を増進するように努めなければならない。

第二章 介護休業

（介護休業の申出）

第五条 労働者（日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条から第十二条までにおいて同じ。）は、その事業主に申し出ることににより、介護休業をすることができ

る。ただし、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業を開始した日に介護していた家族でその日から継続して要介護状態にあるものについては、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出（以下「休業申出」という。）は、労働省令で定めるところにより、

当該休業申出に係る家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「休業開始予定日」という。）及び末日（以下「休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならない。

（休業申出があつた場合における事業主の義務等）

第六条 事業主は、労働者からの休業申出があつたときは、当該休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち介護休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの休業申出があつた場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一

年に満たない労働者

二 前号に掲げるもののほか、介護休業をすることができないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として労働省令で定めるもの

2 前項ただし書の場合において、事業主にその休業申出を拒まれた労働者は、前条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

3 事業主は、労働者からの休業申出があつた場合において、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日が当該休業申出があつた日の翌日から起算して二週間を経過する日（以下この項において「二週間経過日」という。）前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日（当該休業申出があつた日まで、労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、当該二週間経過日前の日で労働省令で定める日）まで

の間のいずれかの日を当該休業開始予定日として指定することができる。

(休業開始予定日の変更の申出等)

第七條 休業申出をした労働者は、その後当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日(前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合)においては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。の前日までに、同条第三項の労働省令で定める事由が生じた場合には、その事業主に申し出るにより、当該休業申出に係る休業開始予定日を一回に限り当該休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 事業主は、前項の規定による労働者からの申出があつた場合において、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日が当該申出があつた日の翌日から起算して二週間を超えない範囲内で労働省令で定める期間を経過する日(以下この項において「期間経過日」という)の前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日から当該期間経過日(その日が当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされた日(前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合)においては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。以後の日である場合)にあつては、当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされた日(その日の間のいずれかの日を当該労働者に係る休業開始予定日として指定することができる)。

3 休業申出をした労働者は、労働省令で定める日までにその事業主に申し出るにより、当該休業申出に係る休業終了予定日を一回に限り当該休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

(休業申出の撤回等)

第八條 休業申出をした労働者は、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日(第六條第三項又は前条第二項の規定による事業主の指定が

あつた場合)においては当該事業主の指定した日、同条第一項の規定により休業開始予定日が変更された場合にあつてはその変更後の休業開始予定日とされた日。第三項、次条第一項及び第十三條第一項において同じ。の前日までは、当該休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による休業申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る家族で当該休業申出があつた日から継続して要介護状態にあるものについての休業申出については、当該撤回後になされる最初の休業申出を除き、事業主は、第六條第一項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。

3 休業申出がされた後休業開始予定日とされた日の前日までに、家族の死亡その他の労働者が当該休業申出に係る家族の介護を行わないこととなつた事由として労働省令で定める事由が生じたときは、当該休業申出は、されなかつたものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に對して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

(介護休業期間)

第九條 休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができ期間(第三項において「介護休業期間」という)は、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日から休業終了予定日とされた日(その日が当該休業開始予定日とされた日(次の各号のいずれかに該当する場合)にあつては当該各号に定める日とし、当該各号のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める日のいずれか早い日とする。の翌日から起算して一年を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日(以下この項において「一年経過日」という)。第三項において同じ。までの間とする。ただし、一年経過日当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日より前の日であるときは、当該労働者は、第五條第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

一 当該労働者が、家族について第五條第一項ただし書の労働省令で定める特別の事情のある場合に同条の規定により再度の休業申出をする場合、最初の介護休業に係る休業開始予定日とされた日

二 当該労働者に関して当該休業申出に係る要介護状態にある家族のために第十三條第一項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であつて労働省令で定めるものが既に講じられている場合、当該措置のうち当該要介護状態について最初に講じられた措置の初日

2 この条において、休業終了予定日とされた日とは、第七條第三項の規定により当該休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の休業終了予定日とされた日をいう。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第二号に掲げる事情が生じた場合)にあつては、その前日)に終了する。

一 休業終了予定日とされた日の前日までに、家族の死亡その他の労働者が休業申出に係る家族の介護を行わないこととなつた事由として労働省令で定める事由が生じたこと。

二 休業終了予定日とされた日までに、休業申出をした労働者については、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五條第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一項に規定する育児休業をする期間又は新たな介護休業期間が始まつたこと。

(不利益取扱の禁止)

第十條 事業主は、労働者が休業申出をし、又は介護休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他労働省令で定める不利益な

取扱いをしてはならない。

第三章 事業主が講ずべき措置

(介護休業に関する定め)の周知等の措置

第十一條 事業主は、介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

一 労働者の介護休業中における待遇に関する事項

二 介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 事業主は、労働者が休業申出をしたときは、労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示しなければならない。

(雇用管理等に関する措置)

第十二條 事業主は、休業申出及び介護休業後における就業が円滑に行われるようにするため、介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、介護休業をして労働者の職業能力の開発及び向上等に關して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

場合にあつては、当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る休業開始予定日とされた日から、同日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間（以上の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある家族の介護を行うことを容易にするための措置を講じなければならない。）

2 第十条の規定は、前項の措置が講じられた場合について準用する。

（介護休業の制度等に準ずる措置）

第十四条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族の介護を行う労働者に関して、介護休業の制度又は前条第一項の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（再雇用特別措置等）

第十五条 事業主は、介護を理由として退職した者（以下「介護退職者」という。）について、必要に応じ、再雇用特別措置（介護退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。第十七条第一項及び第二十五条第一項第一号において同じ。）その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

（指針）

第十六条 労働大臣は、第十一条から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助

（事業主等に対する援助）

第十七条 国は、対象労働者、家族の介護を行うこととなる労働者及び介護退職者（以下「対象労働者等」という。）の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

2 国は、前項の給付金の支給その他の必要な援助を行うに当たっては、同項の事業主のうち中小企業者として労働省令で定めるものに対し、特別の配慮をするものとする。

（相談、講習等）

第十八条 国は、対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者に対して、これらの者の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

（再就職の援助）

第十九条 国は、介護退職者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するとともに、介護退職者の円滑な再就職を図るため必要な援助を行うものとする。

（勤労者家庭支援施設）

第二十条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するよう努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設は、対象労働者等に対して、職業生活と家庭生活との両立に関し、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等対象労働者等の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うことができる。

（勤労者家庭支援施設指導員）

第二十一条 勤労者家庭支援施設には、対象労働者等に対する相談及び指導の業務を担当する職員（次項において「勤労者家庭支援施設指導員」という。）を置くよう努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから選任するものとする。

第二節 指定法人

（指定等）

第二十二条 労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第二十四条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものである、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、対象労働者等の福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び住所並びに事務所所在地を公示しなければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（指定の条件）

第二十三条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（業務）

第二十四条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 対象労働者及び介護退職者の職業生活及び家庭生活に関する調査研究を行うこと。

二 対象労働者及び介護退職者の職業生活及び家庭生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに対象労働者等、事業主その他の関係者に対して提供すること。

三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、対象労働者等の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

（指定法人による福祉関係業務の実施）

第二十五条 労働大臣は、指定法人を指定したときは、指定法人に第十七条から第二十条までに規定する国の行う業務のうち次の各号に掲げる業務（以下「福祉関係業務」という。）の全部又は一部を行わせるものとする。

一 対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者の雇用管理並びに再雇用特別措置に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し、相談その他の援助を行うこと。

二 第十七条第一項の給付金であつて労働省令

で定めるものを支給すること。

三 対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者に対し、これらの者の職業生活と家庭生活との両立に関して必要な相談、講習その他の援助を行うこと。

四 介護退職者に対し、再就職のための援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

2 前項第二号の給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 指定法人は、福祉関係業務の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。指定法人が当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により指定法人に行わせる福祉関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第二十六条 指定法人は、福祉関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が福祉関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(福祉関係給付金の支給に係る労働大臣の認可)
第二十七条 指定法人は、福祉関係業務のうち第二十五条第一項第二号に係る業務(次条及び第三十四条において、「給付金業務」という。)を行

う場合において、自ら同号の給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

(報告)

第二十八条 指定法人は、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(事業計画等)

第二十九条 指定法人は、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第三十条 指定法人は、福祉関係業務を行う場合には、福祉関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十一条 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、福祉関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第三十二条 この節に定めるもののほか、指定法人が福祉関係業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員の変更及び解任)

第三十三条 指定法人の役員の変更及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定法人の役員が、この節の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十六條第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十四条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員が公務員たる性質)
第三十四条 給付金業務に従事する指定法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第三十五条 労働大臣は、第二十四条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十六条 労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、第二十四条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十七条 労働大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十二條第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十三條第一項の条件に違反したとき。

五 第二十六條第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで福祉関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による福祉関係業務の実施)

第三十八条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは福祉関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定法人が福祉関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該福祉関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとする場合における当該福祉関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 雑則

(介護休業取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例)

第三十九条 認定中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして介護休業(これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。)をする労働者の当該介護休業をする期間について当該労働者の業務を処理するため必要な労働者の募集を行わせようとする場合

において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法昭和二十二年法律第四十一号第三十七条第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

二 認定中小企業団体 中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律第二条第二項に規定する事業協同組合等であつて、その構成員たる中小企業者に対し、第十二条第一項の事業主が講ずべき措置その他に關する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき労働大臣がその定める基準により適当であると認定したものを用いる。

3 労働大臣は、認定中小企業団体が前項第二号の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同号の認定を取り消すことができる。

4 第一項の認定中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に關する事項で労働省令で定めるものを労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十八條第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第四十條及び第四十一條の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九條第一項及び第五十條第一項の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十九條第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同条

第三項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十八條第二項中「労働者の募集を行う」とする者」とあるのは「介護休業等に関する法律（以下「介護休業法」という。）第三十九條第四項の届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一條中「第三十八條又は第三十七條第一項」とあるのは「介護休業法第三十九條第四項」と、同条第二項とあるのは「第三十七條第二項」と読み替へるものとする。

6 前二項に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

7 労働大臣は、認定中小企業団体に対し、第二項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第四十條 公共職業安定所は、前条第四項の規定により労働者の募集に従事する認定中小企業団体に對して、雇用情報、職業に關する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（介護休業給付の支給）

第四十一條 国又は法律によつて組織された共済組合は、家族の介護を行うための休業をする労働者に対して、その生活の安定に資するため、介護休業給付を支給するものとする。

2 介護休業給付の支給要件及び額その他介護休業給付の支給に關し必要な事項は、別に法律で定める。

（社会保険料の免除）

第四十二條 家族の介護を行うための休業をする労働者が当該休業をする期間中に負担すべき健康保険、厚生年金保険その他の社会保険の保険料の額等については、別に法律で定めるところにより、免除する。

第四十三條 労働大臣は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、これらの者の雇用の管理、職業能力の開発及び向上その他の事項に關し必要な調査研究を実施するものとする。

2 労働大臣は、この法律の施行に關し、関係行政機関の長に對して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 労働大臣は、この法律の施行に關し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第四十四條 労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることが出来る。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。

（政令で定める審議会への諮問）

第四十五條 労働大臣は、第二条第三項、第五條第一項、第六條第一項第二号及び第三項、第七條第二項及び第三項、第八條第三項、第九條第一項第二号及び第三項第一号、第十條（第十三條第二項において準用する場合を含む。）、第十三條第一項、第十七條第二項並びに第二十五條第一項第二号及び第二項の労働省令の制定又は改正の立案をしようとするとき、第十六條の指針を策定しようとするとき、その他この法律の施行に關する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

（労働省令への委任）

第四十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

（船員に關する特例）

第四十七條 第二十二條から第四十條まで及び第四十九條から第五十四條までの規定は、船員職

業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六條第一項に規定する船員にならうとする者及び船員法（昭和二十二年法律第四十号）の適用を受ける船員（次項において「船員等」という。）に關しては、適用しない。

2 船員等に關しては、第二條第三項、第五條、第六條第一項第二号及び第三項、第七條、第八條第三項、第九條第一項、第三項第一号及び第四項、第十條（第十三條第二項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項第三号及び第二項、第十三條第一項、第十七條第二項、第四十四條第二項並びに前条中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第九條第三項第二号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五條第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第三十号）第八十七條第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第十六條及び第四十三條から第四十五條までの規定中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第四十四條第二項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長（海運監理部長を含む。）」と、第四十五條中「第十七條第二項並びに第二十五條第一項第二号及び第二項の労働省令」とあるのは「並びに第十七條第二項の運輸省令」と、政令で定める審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とする。

（適用除外）

第四十八條 第二章、第三章、第十七條、第三十九條、第四十條、第四十四條、前条、次条、第五十條及び第五十二條の規定は、国家公務員及び地方公務員に關しては、適用しない。

（罰則）

第四十九條 第三十九條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第五十條 次の各号の一に該当する者は、六月以

下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第四項の規定による届出をしな

いで、労働者の募集に従事した者

二 第三十九条第五項において準用する職業安

定法第三十八条第二項の規定による指示に従

わなかった者

三 第三十九条第五項において準用する職業安

定法第四十条又は第四十一条の規定に違反し

た者

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、二十

万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の規定による報告をせず、又は

虚偽の報告をした者

二 第三十五条第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、

若しくは忌避した者

第五十二条 第三十九条第五項において準用する

職業安定法第四十九条第一項の規定による報告

をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定による臨検若しくは検査若しくは第三十九

条第五項において準用する同法第四十九条第二

項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌

避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関し、第四十九条から前条までの

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科す

る。

第五十四条 第二十七条の規定により労働大臣の

認可を受けなければならぬ場合において、そ

の認可を受けなかったときは、その違反行為を

した指定法人の役員は、二十万円以下の過料に

処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行

する。ただし、第二章、第十一条から第十四条

まで、第三十九条から第四十二条まで、第四十

九条、第五十条及び第五十二条並びに次条及び

附則第四条から第八条までの規定は、平成八年

四月一日から施行する。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法の一部を次のように改正す

る。

第十二条第三項第四号の次に次の一号を加え

る。

四の二 介護休業等に関する法律(平成七年

法律第 号)第二条第三項に規定する

介護休業をした期間

第三十九条第七項中「期間及び」を「期間、」に

改め、「育児休業をした期間」の下に「及び介護

休業等に関する法律第二条第三項に規定する介

護休業をした期間」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第

八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十八の次に次の一号を加

える。

二十の十九 介護休業等に関する法律(平成

七年法律第 号)

(育児休業等に関する法律の一部改正)

第四条 育児休業等に関する法律の一部を次のよ

うに改正する。

第六条第二項第三号中「休業する期間の下に

「介護休業等に関する法律(平成七年法律第

号)第二条第三項に規定する介護休業をする

期間」を加える。

(船員法の一部改正)

第五条 船員法の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「及び」の下に「介護休業

等に関する法律(平成七年法律第 号)第二

条第三項に規定する介護休業をした期間並び

に」を加える。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改

正)

和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十一条第四項第一号の次に次の一号を加え

る。

一の二 介護休業等に関する法律(平成七年

法律第 号)第二条第三項に規定する

介護休業

(運輸省設置法の一部改正)

第七條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五

十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号の二の四の次に次の

一号を加える。

二十四の二の五 介護休業等に関する法律

(平成七年法律第 号)に基づいて、船

員に關して事業主が講ずべき措置の適切か

つ有効な実施を図るための指針を定めるこ

と。

第五十七條第一項中「及び育児休業等に関する

法律」を、「育児休業等に関する法律及び介護

休業等に関する法律」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第八条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六

十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 介護休業等に関する法律(平成

七年法律第 号)の施行に關するこ

と。

三十四の三 介護休業等に関する法律第二十

二条の指定法人の監督に關すること。

第五條第四十一号の二の次に次の二号を加え

る。

四十一の三 介護休業等に関する法律に基づ

いて、事業主が講ずべき措置についての指

針並びに勤労者家庭支援施設の設置及び運

営についての望ましい基準を定めること。

四十一の四 介護休業等に関する法律に基づ

いて、指定法人を指定し、及びこれに對

し、認可その他監督を行うこと。

第十条第一項中「及び阪神・淡路大震災を受

けた地域における被災失業者の公共事業への就
労促進に関する特別措置法を、阪神・淡路大
震災を受けた地域における被災失業者の公共事
業への就労促進に関する特別措置法及び介護休
業等に関する法律」に改める。

理由

我が国における急速な高齢化の進展に伴い、
家族の介護の問題が労働者の職業生活と家庭生活
との両立を図る上で重大な問題となっていること
にかんがみ、家族の介護を行う労働者等の雇用の
継続及び再就職の促進を図るため、介護休業に關
する制度等を設けるとともに、家族の介護を行う
労働者等に対する必要な支援措置を講ずる等の必
要がある。これが、この法律案を提出する理由で
ある。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百
五億円の見込みである。